

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

2023 年 6 月 14 日

Polimill 株式会社（ポリミル）

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

もくじ

提出先	・ ・ ・ ・ ・	3
提出者・会社概要	・ ・ ・ ・ ・	4
提言内容	・ ・ ・ ・ ・	5
社会的弱者についての特記事項	・ ・ ・ ・ ・	7
提出の根拠・意見募集の実施状況	・ ・ ・ ・ ・	9
同性婚の法制化をめぐる現状	・ ・ ・ ・ ・	10
関係省庁の動き	・ ・ ・ ・ ・	11
世論の高まりの背景	・ ・ ・ ・ ・	13
同性婚の社会課題	・ ・ ・ ・ ・	14
投票結果	・ ・ ・ ・ ・	18
選択肢ごとの主なコメント	・ ・ ・ ・ ・	19

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

提出先

立法府	衆議院殿
	参議院殿
行政府	齋藤健法務大臣
	法務省殿
	加藤勝信厚生労働大臣
	厚生労働省殿
	林芳正外務大臣
	外務省殿
	松本剛明総務大臣
	総務省殿
	岸田文雄内閣総理大臣
	小倉將信内閣府特命担当大臣
	内閣府殿
	内閣法制局殿
司法府	最高裁判所殿

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

提出者

Polimill 株式会社 代表取締役 横田えり

会社概要

会社名	Polimill 株式会社（ポリミル）（ https://polimill.jp/ ）
所在地	東京都港区赤坂 8 丁目 4 - 1 4 青山タワープレイス 8F
創立日	2021 年 2 月
代表者	横田えり
連絡先	Mail: info@polimill.jp
事業内容	社会課題を前進させる SNS プラットフォーム「Surfvote」の提供
ミッション	あらゆる人がルール作りに参加し、価値観の変化やテクノロジーの進化に合わせた柔軟でスピーディーな制度改革ができるような社会を、SNS とテクノロジーで実現させます。

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

提言内容

国は、「継続しているほかの訴訟の判断も注視」ということではなく、LGBTQIA が生きづらさを感じていることを重く受け止め、早急に制度づくりをしてほしい。具体的には、国会（立法）、内閣（行政）、最高裁判所（司法）それぞれ以下の通り。	
国会	衆議院と参議院は、憲法や国際人権規約などの基本的な枠組みや、国内外の同性婚の動向や事例などを踏まえて、同性カップルの権利や利益を保障するために必要な法案を直ちに提出し、もしくは国会に提出された民法の改正案を審議し、可決していただきたい。
内閣	法務省、厚生労働省、外務省、内閣府、内閣法制局は直ちに、以下に沿って同性婚の法制化に向けてのプロセスを開始していただきたい。 ・法務省 法務省は、同性婚に関する法律の制定や改正にあたって、憲法や民法などの関連法令との整合性や適用範囲などの法的な問題を早急に検討し、意見を述べていただきたい。 また、同性婚が認められたあとは、婚姻届や離婚届などの戸籍制度や戸籍法の運用に関する指針や通達などを作成し、全国の市区町村に通知していただきたい。 ・厚生労働省 厚生労働省は、同性婚に関する法律の制定や改正にあたって、同性カップルの健康や福祉に関する課題やニーズを早急に把握し、政策提言を行っていただきたい。 また、同性婚が認められたあとは、社会保障制度や雇用関係法令などの運用に関する指針や通達などを作成し、関係機関や事業主に通知していただきたい。 ・外務省 外務省は、同性婚に関する法律の制定や改正にあたって、国際社会での同性婚の動向や日本との条約上の関係などを早急に調査し、外交的な観点から意見を述べていただきたい。 また、同性婚が認められたあとは、在外公館での婚姻届受理や領事証明書発行などの業務に関する指針や通達などを作成し、在外公館に通知していただきたい。

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

	・総務省 総務省は、同性婚の法制化に関わる法案が作成される過程で、関連する法律や制度についての専門的な意見を提供していただきたい。 また、同性婚の法制化についての議論や法案の準備における重要な根拠となる人口統計や家族構造に関する詳細なデータや、同性婚を認める法案に関する国際的な動向や比較の調査結果などを、関係省庁などに提供していただきたい。 さらに、同性婚の法制化についての地方自治体からの意見や要望を、国会に提出する法案の準備段階で反映させていただきたい。 また、国会での法案の審議に対し、その専門性を活かした情報提供や意見提出を行っていただきたい。
	・内閣府 内閣府は、同性婚に関する法律の制定や改正にあたって、政府全体としての方針や基本的な考え方を早急に策定し、各省庁との調整を行っていただきたい。 また、同性婚が認められたあとは、国民への周知啓発や理解促進などの施策を実施していただきたい。
	・内閣法制局 内閣法制局は、同性婚に関する法律の制定や改正にあたって、各省庁から提出される法案や政令案などをスピーディーに審査し、憲法や他の法令との整合性や体系性などを確保していただきたい。 また、同性婚が認められたあとは、関連する法令の解釈や運用に関する指針や通達などを作成し、各省庁に通知していただきたい。
最高裁判所	最高裁判所は、同性婚を認めるように求める訴訟の控訴審や上告審を待たずに（特定の事案事例に関わらず）、年次報告書などの各種機会を捉えて、理論的な観点から、同性婚に関して法律の解釈や適用に関する考え方を示していただきたい。 また、上告審となった場合には、人権のとりでの役割を果たしていただきたい。

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

社会的弱者についての特記事項

本提言書は、Polimill 株式会社が提供する SNS プラットフォーム「Surfvote」で行われた公開投票と投稿などを分析し、その結果を基にまとめられています。

その際、ユーザーが匿名で自由に意見を表現する機会を提供していることを明記いたします。このプロセスは民主主義的な議論を促進し、広範な視点を集約することを可能にしていると考えています。

しかしながら、私たちは同時に以下の点について認識しています。

すなわち、インターネットと SNS の利用には一部の「社会的弱者」が取り残される可能性があることです。

具体的には、以下のような現実世界で声を上げることが困難な状況にある人たちが存在します。

■ 虐待や DV の被害者

虐待や DV の被害者の人たちは、恐怖や不安から自分の意見や体験を公に表現することをためらう可能性があります。

■ 精神的な健康問題を抱える人たち

抑うつや不安障害、統合失調症などの精神的な健康問題を抱えている人たちは、自分の症状や経験について公に話すことが難しい場合があります。これは社会的なスティグマや誤解によるものであり、自分の声を上げることを恐れさせる可能性があります。

■ LGBTQIA

LGBTQIA は、性的指向や性自認に関連する問題について公に話すことが難しい場合があります。これは、LGBTQIA が直面する差別や偏見によるものであり、自己表現を抑制する可能性があります。

■ 障害を持つ人たち

身体的または知的障害を持つ人たちは、自身の経験や需要について公に話すことが困難な場合があります。これは、社会的な理解が不足していることや、障害を持つ人たちの言葉が無視されることへの恐怖から来る可能性があります。

■ 貧困層

経済的な困難に直面している人たちは、自身の経験や問題について公に話すことが難しい場合があります。これは、貧困に対する社会的なスティグマや恥辱感によるものであり、声を

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

上げることが抑制する可能性があります。

■ 移民や難民

新たな環境に適応しようとする移民や難民は、言語の問題や文化の違いから、自分の意見や経験を共有するのが難しい場合があります。

これらの人たちはすべて、自分の意見や経験を公にすることが困難な状況にあり、結果として意見が反映されにくいという問題が存在します。

このように、声を上げることができない弱者がいることを認識しているのに、そこで書かれたみんなの意見をまとめて、エビデンスとして政府に提出するという営みについて、私たちは以下のようになっています。

1. 私たちの SNS「Surfvote」に書かれた意見をまとめて政府に提出するという営みは、多様な意見や経験を政策制定の場に持ち込む手段として機能しており、これを放棄すると、多くの人びとの声が失われることになること。
2. この営み自体が、それらの「声を上げることができない社会的弱者」を追い込む原因であるわけではないこと。
3. 声を上げることができない弱者がいるという課題を解決するためには、社会的弱者が声を上げることができるような環境を整備することが求められる。具体的には、教育、法律、社会サービス、インターネットへのアクセスなどを通じて、これらの弱者が自身の意見を自由に表現し、その声が聞かれる機会を持つことを保証することを含む。

私たちはこの問題を認識し、引き続き解決策を模索し続けることを約束します。これには、声を上げることが困難な状況にある人びとの支援に関わる様々な組織や団体との協力関係の構築、安心して使うことができる安全なコミュニケーションチャネルの継続的な開発と提供、そして AI や機械学習を利用した弱者の声を拾い上げる技術の開発などが含まれるでしょう。

本提言書は多くのユーザーの意見を反映していますが、一部の声が不足している可能性を明確に認識しており、これらの声が反映されるように更なる取り組みを続けることをお約束いたします。この点をご理解の上、本提言書をご覧ください。幸いです。

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

提案の根拠

Polimill 社が提供する、誰もが社会の前進に参加できる SNS「Surfvote」において、次のテーマにて、オンラインで意見を募った。

『同性婚の法制化をすべきか？』

<https://surfvote.com/issues/i3dis8ohfnn>

その結果、「同性婚の法制化を急ぐべき」との意見が多数を占めた。

意見募集の実施状況

実施期間 : 2023 年 2 月 4 日～2023 年 3 月 31 日（56 日間）
有効投票数 : 205 票



提言書

早急に同性婚の法制化実現を

同性婚の法制化をめぐる現状

■ 日本では、同性婚は法的に認められていない。代わりにパートナーシップ制度が制定されている自治体があり、多くの自治体で同性パートナーシップ制度が施行されている。しかし、パートナーシップ制度は法定相続や遺族年金などの対象とならない。

■ 婚姻平等法案と呼ばれる同性婚を認める民法改正案が 2019 年 6 月に立憲民主党、共産党、社民党の野党 3 党の議員によって衆院に共同提出されていたが、衆議院の解散で廃案となっており、また、2023 年 3 月に、立憲民主党と社民党が、個人の性的指向や性自認を尊重し婚姻の平等を実現しようと、同性どうしの結婚を法制化する民法の改正案を衆議院に提出した。

■ 同性婚を認めるよう求める集団訴訟が全国 5 か所で起こされており、1 審の判決が出そろい、裁判所の判断の内訳は「憲法違反」が 2 件、「違憲状態」が 2 件、「合憲」が 1 件となった。

このうち合憲と判断した大阪地裁も、社会状況の変化によっては今後、憲法違反になりうると言及しており、いずれの判決も同性のカップルを法律上の家族と認める立法措置を国に促すことになった。これらの判決は控訴審で争われる可能性がある。

■ 日本の憲法は、婚姻は両性の合意のみに基づくと定めており、現行法でも同性同士のカップルでは婚姻届が受理されない。しかし、衆議院法制局は「憲法は同性婚の法制化を禁止していない」という見解を示しており、最高裁判所での違憲判決が出れば、同性婚を認める強い法的根拠となるが、それがなくても国会での法案審議と可決があれば、同性婚を法制化することは可能である。

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

関係省庁の動き

日本政府の各省庁では、同性婚の法制化について積極的な姿勢を示していない。

■法務省

同性カップルが直面する実務上の問題について、各省庁と連携して対応策を検討している。

同性カップルが結婚した外国人とその配偶者に対する在留資格（配偶者等）の付与について、2021 年 4 月から運用を開始した。

■厚生労働省

同性カップルが結婚した外国人とその配偶者に対する健康保険や社会保障などの制度上の取扱いについて検討を行っている。

■外務省

同性カップルが結婚した外国人とその配偶者に対するパスポートやビザなどの発給や更新について検討中。また、外交官の同性配偶者の日本への入国および在留に際し、異性配偶者と同様にビザ無しを認める特例措置をしている。

■総務省

「事実婚」や「同性パートナーシップ制度等」に関する制度や運用等の取扱いについては、一定の方針を示している。

■内閣府

同性カップルが直面する社会的な課題や困難について、調査・分析を行っている。

■内閣法制局

2021 年 2 月に第 204 回国会 衆議院予算委員会の分科会で「憲法 24 条は同性婚を禁止していないと解釈できるか」という質問に対して「憲法 24 条 1 項と同性婚の関係については、論理的にいくつかの解釈が成り立ち得る」としながらも、「憲法 24 条 1 項は、制定時においては、婚姻は男女間のものという考え方が当然の前提となっており、このことから、憲法 24 条 1 項にいう『婚姻』とは、異性間の婚姻を指し、同性間の婚姻を含まないものと解するのが相当である」という見解を示した。

2019 年 6 月に衆議院に提出された「同性パートナーシップ法案」に対して、「憲法 24 条 1 項にいう『婚姻』とは、異性間の婚姻を指し、同性間の婚姻を含まないものと解するのが相当である」という見解を再度表明した。

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

その見解の根拠として、「憲法 24 条 1 項は、戦前から続く家制度を改めることを目的としており、その際に『両性』という用語が用いられたことや、憲法制定時における国会審議や国民投票で同性婚に関する議論がなかったことなど」を挙げている。

以上のことから、日本政府の各省庁では、同性婚の法制化について積極的な姿勢を示しているとは言えず、現状では同性カップルが直面する問題への対応策や在留資格の付与など限定的な措置を行っているという状況である。

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

世論の高まりの背景

同性婚の法制化に関する世論が盛り上がったたり裁判が起こされたりすることの背景としては主に以下の3つの要因が考えられる。

1. 一人ひとりの経験の蓄積と深化：

日本ではLGBTQIAは、各種調査による推計で400万人から1,000万人の幅があるが、とても大きな数字である。

LGBTQIAは社会や家族から理解されずに苦しんだり隠れたりすることも多くある。結婚や家族を望んでいる場合も多くあるが、現行法では同性婚は認められておらず、様々な不利益や差別に直面しており、自分の権利や幸せを求めて裁判を起こしたり運動を展開したりしていることもある。関わりのある家族や友人、職場や学校などの周囲の人々も支援したり理解したりしようとしており、これらの個人的な経験の蓄積と深化によって、同性婚に対する共感や要望が高まってきたと考えられる。

2. 社会的な変化

日本では近年、LGBTQIAに対する理解や支援が進んできた。例えば自治体では、同性カップルに一定の法的効果を認めるパートナーシップ制度を導入する動きが広がっており、多くの自治体で施行されている。また、企業では同性パートナーに対する福利厚生や人事評価などを平等にする取り組みが増えている。さらに、メディアや芸能界では、LGBTQIAについて積極的に取り上げたり、公表したりするケースも増えている。これらの社会的な変化によって、同性婚に対する受容度や期待感が高まってきたと考えられる。

3. 国際的な動向

日本は主要7カ国（G7）の中で唯一、同性婚を認めていない。

世界では、2022年10月現在、34の国や地域で同性婚が合法化されている。

IMFと世界銀行によれば、同性婚を認める国の人口は世界人口の17%、同性婚を認める国のGDPは世界のGDPの52%に達する（NPO法人EMA日本）。

これらの国では、同性婚を認めることで、人権や平等、多様性の尊重などの価値観が高まったとされている。

また、経済的にも同性婚は消費や観光などにプラスの効果をもたらしているという研究もある。

日本では、これらの国際的な動向の影響も受け、同性婚に対する関心や理解が高まってきたと考えられる。

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

同性婚の社会課題

同性婚の社会課題は以下の 3 つに集約される。

1. 憲法の定める平等原則に反するかどうか

■ 平等原則とは

憲法 14 条 1 項には「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とあり、これが平等原則である。

平等原則は、国民の基本的人権を保障するための重要な規定であり、国や地方公共団体が法律や条例などで国民を区別する場合には、合理的な根拠が必要であるということを意味する。

■ 同性婚と平等原則

現在の日本では、同性カップルは、異性カップルと同じように結婚することができない。これは、民法が結婚を「男女の合意に基づくもの」と定めているためである。しかし、同性カップルが結婚できないことによって、様々な不利益や不平等が生じている。例えば、

- ・税制や社会保障などの結婚に伴う法的効果を享受できない
- ・親族や配偶者として扱われず、相続や親権などの問題に直面する
- ・医療や介護などの緊急時にパートナーの意思や状況を確認できない
- ・学校や職場などでパートナーの存在を隠さざるを得ない

これらの事例は、同性カップルが「性的指向」という生まれ持った特徴によって差別されていることを示している。性的指向とは、恋愛や性愛などの魅力を感じる傾向のことであり、自分の意志で変えることができないものであり、したがって、性的指向は人種や信条や性別などと同じくらい重要な個人の属性であり、それによって不利益や不平等を受けることは許されないとされる。

したがって、同性カップルに結婚を認めないことは、平等原則に反する差別的な取り扱いであるとされ、実際に、札幌地裁（2021 年 3 月）や福岡地裁（2023 年 6 月）では、「同性カップルに公的な結婚を認めないことは、立法府が広範な立法裁量を有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものである」として、憲法 14 条 1 項に違反するという判断を示した。

また、2023 年 6 月 8 日に福岡地裁が、同性婚を認めないのは「憲法に違反する状態」とであると指摘したが、この判決では、憲法 24 条 2 項に違反する状態であるという判断が示

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

された。

憲法 24 条 2 項は、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と定めている。

この規定は、婚姻や家族に関する法律を制定する際には、個人の尊厳と両性の本質的平等を尊重することを求めている。

福岡地裁は、同性カップルに対する法的保護がないことは「同性愛者への重大な脅威、侵害であり、憲法 24 条 2 項に違反する状態にある」と言及した。

以上のように、同性婚に関する社会課題は、「憲法の定める平等原則に反するかどうか」という観点から見ると、同性カップルが差別や不利益を受けていることが明らかであり、この問題を解決するためには、国会が同性婚を認める法律を制定することが必要であると考えられている。

しかし、現在の政府は同性婚を認める考えを示しておらず、国会でも同性婚に関する法案が審議されていない。このままでは、同性カップルの人権や幸福が侵害され続けることになりかねないと言われている。

2. 同性カップルが結婚できないことが、社会的に許容されるか

■ 社会的受容とは

社会的受容とは、社会の一員として、ある集団や個人が他者から認められ、尊重され、支援されることである。社会的受容は、多様性を認め合い、差別や偏見を排除し、共生する社会を実現するために重要な要素である。

■ 同性婚と社会的受容

現在の日本では、同性カップルは結婚できないだけでなく、社会的にも受容されていない状況にある。例えば、

- ・同性カップルの存在やニーズが見えにくく、政策やサービスの対象外になる
- ・同性カップルの生活や家族形態が理解されず、偏見や差別の対象になる
- ・同性カップルのアイデンティティや表現が抑圧され、心理的な苦痛や孤立を感じる
- ・同性カップルの人権や幸福が侵害され、自殺や暴力のリスクが高まる

これらの事例は、同性カップルが社会的に受容されていないことを示している。同性カップルは「性的指向」という生まれ持った特徴によって排除されており、社会の一員として平等に扱われていない。

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

このように考えると、同性カップルが結婚できないことは、社会的に許容されるべきではない。むしろ、同性カップルが結婚できるようにすることは、社会的受容を促進することにつながる。実際に、同性婚を認めた国では、多方面にいい影響があったと報告されている。例えば、

- ・同性カップルの幸福度や健康度が向上し、自殺率や暴力率が低下した
- ・同性カップルの子どもの学業成績や精神衛生が改善し、虐待やネグレクトが減少した
- ・同性カップルの経済活動や消費意欲が高まり、税収や雇用創出に貢献した
- ・同性カップルの多様性や公平性が認められ、観光客や人材の流入に魅力的な国になった

以上のように、同性婚に関する社会課題は、「同性カップルが結婚できないことが、社会的に許容されるか」という観点から見ると、同性カップルが不受容や不平等を受けていることが明らかであり、この問題を解決するためには、国会が同性婚を認める法律を制定することが必要であると考えられている。

しかし、現在の政府は同性婚を認める考えを示しておらず、国会でも同性婚に関する法案が審議されていない。このままでは、同性カップルの人権や幸福が侵害され続けることになりかねないと言われている。

3. 国際的な動向に合っているかどうか

■ 国際的な動向とは

国際的な動向とは、世界の多くの国や地域で、同性婚や同性カップルの権利を保障する制度を導入したり、改善したりすることである。現在、同性婚が認められる国や地域は 33 か所に及び、世界人口の約 17%がカバーされ、世界の GDP の約 52%を占めている。また、同性婚が認められていなくても、同性カップルに結婚とほぼ同じ権利を保障するパートナーシップ制度や、差別を禁止する法律などが存在する国や地域も多くある。

■ 同性婚と国際的な動向

現在の日本では、同性カップルは結婚できないだけでなく、社会的にも法的にも保護されていない。これは、国際的な動向に合っていないと言える。

実際に、日本は主要 7 か国（G7）の中で唯一、同性婚やパートナーシップ制度が国レベルでない国である。また、日本は国連人権理事会で 2011 年 6 月に採択された「性的指向と性同一性に関する決議」（性的指向やジェンダー同一性を理由とする暴力や差別のすべての行為に重大な懸念を表明し、国連人権高等弁務官に対して、この問題に関する研究を委託し、パネルディスカッションを開催することを決定した決議）や 2014 年 9 月に採択された決議「人権、性的指向およびジェンダー同一性に関する決議」（2011 年の決議のフォローアップとして、高等弁務官によって委託された研究の勧告への適切なフォローアップについて討論し、性的指向やジェンダー同一性に基づく暴力や差別の問題に関する建設

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

的、学識のある、率直な対話を行うことを決定した決議）に賛成票を投じたが、これらの決議で求められた措置の多くを実施していない。

これらの決議で求められている措置とは、主に以下のようなものである。

- ・同性愛を犯罪とする法律を撤廃すること
- ・性的指向やジェンダー同一性に基づく暴力や差別を防止し、被害者に救済を提供すること
- ・LGBTQIA の人権保護に関する国際人権法の遵守を確保すること
- ・LGBTQIA の表現、結社、集会の自由を保障すること
- ・LGBTQIA に対する偏見やステレオタイプを排除するための教育や啓発活動を行うこと
- ・LGBTQIA の人権状況に関するデータや情報を収集し、共有すること

日本は、これらの措置の多くを実施していない。

例えば、同性婚は認められておらず、同性カップルに対する差別や不利益が多く存在する。また、LGBTQIA に対する暴力やヘイトスピーチに対しては、十分な法的措置がなく、被害者への支援も不十分であるとされている。

さらに、LGBTQIA の人権に関する教育や啓発活動は、学校や社会で充分に行われておらず、偏見や無理解が根強く残っている。LGBTQIA の人権状況に関するデータや情報も不足しており、政策立案や評価に反映されていない。

以上のように、同性婚に関する社会課題は、「国際的な動向に合っているかどうか」という観点から見ると、日本が遅れていることが明らかである。この問題を解決するためには、国会が同性婚を認める法律を制定することが必要であると考えられている。

しかし、現在の政府は同性婚を認める考えを示しておらず、国会でも同性婚に関する法案が審議されていない。このままでは、日本は国際社会から孤立し、人権や平等の尊重という普遍的な価値から遠ざかることになることが危ぶまれている。

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

投票結果

「同性婚の法制化をすべきか？」

Polimill 社が提供する、誰もが社会の前進に参加できる SNS「Surfvote」で、2023 年 2 月 4 日から 2023 年 3 月 31 日までの 56 日間、この議題を扱い、205 票の回答が得られた。

集計結果は次の通りである。

- 同性婚の法制化を急ぐべき…… 78%
- 同性婚の法制化に向けた議論を進めるべき…… 10%
- 同性婚の法制化をすべきでない…… 9%
- その他（コメント欄で考えを教えてください）…… 2%
- わからない…… 1%

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

選択肢ごとの主なコメント

【同性婚の法制化を急ぐべき】

いちごさん

「同性婚は生産性がないという主張を見かけるが、殆どの場合同性愛者であっても生殖機能に問題は無い為子供を作るとは可能だし、経済力があれば養子を迎えることも出来る。

異性愛者であっても生殖能力が無い人や、子なしの選択をする人もいるし、繁殖適齢期を過ぎた中高年の結婚も、精子バンクや代理出産、人工受精も認められている。好悪感情や偏見だけで不平等な差別をしているだけにしか見えない。

また、生産性というなら、無責任な乱倫の果ての堕胎強要や性的快楽の為のパイプカット、家庭放棄、育児放棄など、生産性の無い悪しき行為を異性愛者も山ほどしているが、そのような場では「男だから性欲があって当たり前」という胸糞悪い開き直りばかりで、このような問題で生産性や少子化について言及する人は全く見ない。

大多数の異性愛者の非生産的な逸脱行為は容認され、数の少ない性的少数者に対してだけ、まるで人類の少子化の重大責任者であるかのように大袈裟な主語で「生産性」を求める非理論的な人達には失笑してしまう。

同性婚を推し進める狙いは外国人の国籍取得に利用する気だなどの陰謀論を言う人もいるが、異性婚だろうが同性婚だろうが偽装結婚は問題であり犯罪行為です。同性婚だけを禁止する理由にはならない。

同性婚を禁止する理由が全く見当たらない。それに日本はキリスト教国・イスラム教国などと異なり、同性愛者に非常に寛容な歴史を持っており、今の人達の同性愛者差別は歴史的に繋がりが無く、何故突然同性愛者差別が始まったのか、理解に苦しむ」

(賛同数 49)

えびすこさん

「そもそも人権問題。たまたま愛した相手が同性だっただけ。

それ以外は異性婚と何ら変わりはない。

子どもが産めないのは異性婚でもありうる話で、

同性婚を認めたことで同性愛者が増えて生まれてくる子どもの数が減る訳でもない。偽装婚に関しても同様である。

懸念点があるのは同性婚、異性婚ともに同様あるのだから本当に解決するのなら婚姻制度自体見直すべきで、同性婚を認めるかの議論に持ち込むべきでは無い」

(賛同数 51)

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

Taka さん

「米国で米国人と合法的に結婚しています。米国政府から法的にも一般と変わらない祝福を得て、伴侶からは経済的にも救われています。日本での不動産の購入とそれにとまなう税金なども伴侶から日本へ支払われている面もあり、つまり日本は、自国民とは婚姻を認めないはずの外国人から税金などを徴収し（事情は説明済み）ながら、伴侶へは旅行者と同じ滞在期間しか許可してくれていません。それは国際間でもフェアな状況ではなく、また矛盾ですらあります。

そういった相談機関への電話ですら、毎回たらい回しで数か所へ電話しなければならず、つまり同性婚とその扱いについて、国際婚カップルに対してですら、いまだに適切な相談窓口も特に存在しないのが日本の現状です。

国際同性婚のカップルから先に対策を整えて欲しいだなんて、あまりにもそんなケチなことは言いません。

“過去”の法律、憲法がどうあろうと、“現代”の日本は同性婚を法制化すべき時を迎えています。

政治家はただ法に照らし合わせて検証するだけの法律家ではないはずです。

法を改め、法を制定する役割と、その力を持っています。

その力で、少数と言われる人たちの人権を尊重した法制化により、国民として幸せな平等の人生を与えて下さい。

くれぐれも、政治家の判断が一部の国民の差別や偏見を裏付けたり増長させてしまうような判断を下すことのないように願っています。

政府による法制化は何よりも心強いものです。

同性婚により、人生の 1 つの、大きな選択肢が与えられます。

同性愛者であることを隠しながらも、あるいは打ち明けたものの、他の人々のように結婚という将来性が無いのと、あるのとではまるで違うことだと思います。

もしも一般の人が、あなたには将来結婚を認めるという法律が存在しません、と言われたらどうでしょうか？

法制化は当事者たちを勇気づけ、誇りを持たせます。

たとえ差別や偏見がなくなっても、国が他の人と変わらない人生を約束するという確かな証し、それが法という“形”です」

（賛同数 43）

みさん

「法律のせいで多くの人が人生の大イベントだと考えている結婚を一部の人ができないのはおかしいと思う。また、少子高齢化とこの同性婚の問題を一緒に考えるのはどうかと思う」

（賛同数 46）

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

さくらもちさん

「パートナーシップでは補えない問題が多すぎます。
同棲していても、名義人が亡くなれば
追い出される可能性が非常に大きい上に
急逝してしまった場合は、遺言書や公正証書がなければ
相続さえすることができません。
愛する人に苦勞して欲しくなくて、貯めてた貯金も
公正証書等がなければ親族にわたされます。
親族がいなければ国に奪われます。
私も当事者と呼ばれる立ち位置で
同性のパートナーがいます。
まだ、20代ですが既に自分が死んだ時のことを
常に考えなければなりません。
現在、婚姻ができる方々は10代から20代で
自分が死んだあとのことを準備できますか？
パートナーを思う気持ちは同じはずですが
私達は公正証書をお金をかけて作り
死に対して常に考えなければなりません。
安心して生活する日が、安心して天命を迎える時が
来ることを心から待ち望んでいます」
(賛同数 41)

時田 卓さん

「同性婚の制度の有無は人権問題です。一日も早く実現して欲しいです。
性的マイノリティの人も この社会の大切な構成員です。
幸せな人が増えれば、世の中があかるくなります」
(賛同数 41)

Patrick さん

「同性婚を認めることによって社会が変わると言っているが、認めようが認めまいが既に
LGBTの人たちは今この時代に一人の人間として生きている。異性愛者の人が結婚したと
ころで、隣に住んでいる人はその事実さえ知らないでいつもと変わらぬ生活をして、生きてい
く。当事者同士が幸せに過ごすための制度なのに、なぜ同性婚になると他者にその自由
を決められないといけなのか。日本の婚姻関係は子供を産み、育てるものと発言してい
る政府の発言に異性愛者の方だって違和感を抱くと思う。当事者同士が幸せになれて、同
性婚を認めることで経済効果が高まることも他国のデータでわかっている、なぜ否定をするの

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

かな」

(賛同数 39)

Diefuku さん

「切実に法制化を待っている人がいるし、これから日本で生きなくてはならないセクシャルマイノリティの若者や今生きている人にとって必要なことだから」

(賛同数 40)

つるのすけさん

「妻が働いて夫が主夫をしたり、テレワークが進み積極的に男性が家事や育児などで妻を支えたり「家族のあり方」自体も多様化している今、「少子化が進む」「偽装婚の可能性が高まる」「子どもがかわいそう」といった考え自体が遅れていると言わざるを得ません。

医療費や扶養、控除の問題ですか？

税金を納めているのに何が異性愛者と違って問題になるのでしょうか。

愛した人と結婚したいと思うのは異性愛者も同性愛者も同じではありませんか。

好きになった人が同性だった、または自分の性自認が生まれた時に割り当てられた姓と異なっているという理由で結婚できないのは人権侵害以外の何物でもない。

異性愛者同士が結婚しても、子どもができない人たちがだっているし、親のせいでいじめられている子もいる。

子に対して愛情のない親や、金銭的困窮や仕事のストレス、育児疲れによって虐待される子どもたちがいる。

それって逆に男女ともに同性の親だからお互いの社会的立場が理解でき、サポートできるのでは？

愛情のある家庭と愛情のない家庭で育つ子どもたちにとってどちらが幸せでしょうか。

また、子どもがいない同性カップルにおいては事故や病気どちらか一方の世話をする時、法整備がないのとあるのとではできることが違います。

法整備がなされないせいで「家族じゃないから」と同性のパートナーが病院にお見舞いに行けない、どちらかが働けなくなった時金銭的援助ができない、保険や行政サービスの手続きができない、そして一番の問題は最後の時に立ち会えないという現実です。

同性愛者はみんなが他の家族にカミングアウトできるわけではなく、他の家族は知らないという場合が多いと思います。

家族にカミングアウトしたとしても、それが原因で否定されたり拒絶されたり、ましてや絶縁されてしまうこともあるからです。

長年お互いを支え合ってきた愛する人の臨終の時やお葬式で見送ることができないなんて、悔しくて悲しくて、いざ自分がそうになってしまわないか不安です。

当事者として、幸い私の家族はみんな同性であるパートナーを迎え入れ、家族として認めて

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

くれています。

逆に私のパートナーは自分の家族に同性のパートナーがいることを打ち明けていません。それでも私たちは残りの人生をお互い支え合って、最後の時はこうして欲しい(延命拒否の意思表示と葬儀について)と決めてあります。

家族のあり方は当事者が決めることです。

他人や、まして国に決められたくはありません。

義務を果たしている以上、権利は保障されるべきです。

国民の代表が政治家ならば、自分の意見ではなく国民の意見を反映してください。

国の根幹に関わることと政治家は言いますが、日本以外の他の先進国や同性婚を認めている国と地域では国が崩壊でもしているのでしょうか？

日本よりはるかに幸福度は高いはずです。

自分の信仰や心情、正義感、常識の範疇で国民を測らないでいただきたい。

あと、「性的嗜好」と「性的指向」は大きく異なります。

同性愛を含む LGBT は「性的指向」であり、本人の意思では変えることのできないものであり、病気でもないし変える必要のないものです」

(賛同数 34)

T.M さん

「愛」と「生殖」は分けて考えるべきだと思います。正直、同性とは友情において人生を豊かにしたく、性の対象と見られるのは嫌です。

ただ、統計データにもあるように、日本は仏独と同様、同性「愛」に対する許容度が年々高まっています。

日本国憲法では「異性婚」のみ記載されているので、「同性婚」について記載するならば立法府に国民が働きかけて憲法改正が必要になります。

婚姻とは、愛する二人が結ばれることで、そこに生殖機能の有無は関係ないのではないのでしょうか。

日本人が「憲法改正」を経験する良い機会だとも思いますが、恐ろしくハードルがあるので、民法改正による合法化がまずは目指すべきゴールなのかもしれません。

なので、支持者は国会で遊んでいる与野党の国会議員をたたき起こして進めるべきだと思います。彼らの支持団体に支持を持ちかけていきましょう。ちまちま SNS に現れる反対者とキャッキョッしても仕方がないので」

(賛同数 33)

ヒロさん

「海外でパートナーと結婚したのに、日本ではできない。世界の中でズレが起きてる。俺はパートナーとずっと一緒にいたいだけ。社会で差別意識があるのは理解してる。けど、同性愛者

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

だって幸せになりたい。どうか偏見で我々を見るのではなく、社会制度として同じ人間として生きさせてほしい。同性愛になりたくてなったんじゃない。愛した人が同性だったんだから仕方ないじゃないか。人間の自然な多様性として普通にいさせて欲しい」

（賛同数 33）

Sasamomo さん

「結婚は誰にでも平等に認められた権利です。

また、幸福追求権は守られるべき大切な基本的人権です。

同性であることを理由に、幸せな婚姻関係を結ぶことが法的に認められないことは、不当であると思います。

仮に出産の可能性を理由にして同性婚を認めないのであれば、一方で、出産適齢期ではないカップルや出産不可能な身体的特徴を持つカップルの異性婚が異論なく認められていることと比較すると、著しく公平性を欠くように思われます。

同性カップルは法的に結婚が認められるか否かに関わらず、社会に存在します。古来から、どのような社会にでも一定数いたことでしょう。

同性婚が少子化の原因になり得るのならば、ベビーブームなどそもそも起こりようがないと考えられます」

（賛同数 31）

はまさん

「現状の問題として、

1,同性愛者は今でも好きな人と一緒に住もうと思えば住むことができるが、パートナーにもしものがあつたときに何もできない。（病院での面会、住所の名義、相続等）

2,同性愛者に対する差別（隣に住んでいてほしくない等）

3,婚姻で受けられる恩恵がない（配偶者控除やパートナーの永住権等）

が同性愛者の苦しんでいる点なのかと思います。

1 は実際に自分の身に置き換えてみても辛いものがあるし、この国は好きな人と一緒に安心して暮らすことも許してくれないのかと残念になります。

2 は、例えばアメリカの公民権法で見ても、あの法律ができたからってすぐに偏見は無くなりませんでした。同性婚を認める法律ができたからって、昨日まで「隣に住んでいるのも嫌だ」と考えてた人が急に全部許容出来るようになるはずがありません。だからこそ、形だけでも認めるようにしなければ、いつまで経っても差別や偏見はなくなるのではないのでしょうか。

3,は実際問題として、同性婚では子供が増えませんが税制や国籍で恩恵を与えるのは

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

議論が必要では？と思います」

（賛同数 26）

nnn.さん

「どこかの議員さんも言っていたけど

好きな人と結婚するという世間一般当たり前のことができなかった人たちが結婚できるようになる、ただそれだけのことなんです。関係のある人たちにとってはとても素晴らしいことだけど関係のない人たちにとって今後生活が変化することは何もない。

賃金が減るわけでもなければ近くのコンビニが閉店するわけでもない。

気持ちが悪い等何を思おうが個人の自由だと思う。でも気持ちが悪いからとか差別的理由でただ好きな人と一緒にいること結婚することを拒まれる社会はとても悲しい。

彼らは何も悪くない。

当事者の気持ちを少しだけ考えてみてほしい」

（賛同数 23）

後藤純一さん

「22 年同性パートナーと一緒に暮らしています。二人とも 50 代です。昨年、母が突然亡くなり、親子関係をいちいち証明しながら手続きを進めるのに大変な思いをしました。これが法的に家族と認められていないパートナーであれば、果たして病院で家族と認められるのか、お葬式に出られるのか、さまざまな手続きができるのか、共有財産はどうなるのか…などと考えてしまい、暗澹たる気持ちになりました。なぜ同性だからといって国は私たちが築いてきたパートナーシップを「他人」だと決めつけ、法的保護から排除してしまえるのか。これが差別でなくて何なのか。同性婚実現の日を見ることなく亡くなっていった友人もいます。これは弔い合戦でもあります。一日も早く、法整備を」

（賛同数 22）

【同性婚の法制化に向けた議論を進めるべき】

細井洋邦さん

「同性婚も個人の性的指向「×趣向」なのだから構わないと思うし、それに伴って法的にも配偶者という立場が与えられるのも構わないと思う。

異性間を前提とした婚姻という制度を同性に適用できるかは良くわからないので専門家による検討や議論はまだ必要なかと思います。

性的指向「×嗜好」については「自由であるべき」「×寛容であって構わない」と思います。「嗜好」といった選択ではなく生来発現する性的指向が性別と別でも「×それを自分が受け入れ

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

られるかどうかはまた別の問題だけど」他人の指向「×嗜好」にとやかく口を挟むことはないと思っています。

同性婚の場合だと自然には子孫は生まれませんが、孤児を受け入れて育てる役割を担ったり次の世代を育む中で貢献できる部分というのはあると思うので、そう言ったことの是非や実施する為の補助など議論の余地は大いにあると思います。

追記

論点のごく一部なのかもしれないけど 自分が愛して大切だと思う人のために自分が努力して築き上げてきた財産を渡せないというのは胸が締め付けられる想いです。

大切な人に自分の生きた証を残すという事も同性愛だからという事でハードルが高くなる必要はないと思います。

同性婚を認めても、より多くの人々が安心して暮らせるようにしていくことになんの支障もないと思いますし 悪影響もないと考えています。

同性婚の制度があろうとなかろうとそういう「指向」「×嗜好」の人はそういう「指向」「×嗜好」なのだから、嫌がらせというか自分たちと違う考えの人を迫害するように他者の「指向」「×嗜好」を拒絶し権利を認めない必要性が感じられません。

追追記

ある日、一般的な自分の家族に対する権利が、同性愛者が多数派を取ったために異性婚の権利の全てを否定されたらどう思うだろうか？

僕は怒りに打ち震えるだろうし社会に絶望するだろうし、可能であればそんな国は捨てて他の国に移りたいと思うだろう。

同性婚を認めないというのは、そういった思いを同性愛者の人に強いているのではないかと想像すると、それじゃダメだと思うのです。

本来ない生殖機能も備わるように補助を！とまでは思わないですが、自然体で生きる分に認められる権利は認めていいのではないかな？と考えると浅はかな自分にはなかなか思い当たらないのです。異性婚の人だって子供を産まない自由はあるわけだと考えると、そこに同性婚との違いが見出せない。子供を産むことに関しての補助は差が出て当然ですが、考え方によっては同性婚だって子供を育てることはできるのだから出産に関わる以外のさまざまな権利が認められて然るべきなのではないでしょうか？

追追追記

用語一つとっても知識が浅はかで恥ずかしいし、不快に思われた方がいたら申し訳ない。微妙に主張も変えています」

(賛同数 73)

夜さん

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

「ただ、同性婚の法制化を急いでも意味がないと思う。
しっかり議論した上で法制化されたほうが、みんなが納得いくのではないか」
(賛同数 40)

雅さん

「現代の多様性の寛容において、同性婚に賛成です。
しかし、いきなり解禁するにはいくつか懸念があります。
扶養控除について、まず間違いなく反社会勢力から利用されるかと思います。
今ですら偽装結婚は当たり前のようにありますが、
男女ペアでないといけないということで、逆に適当な相手を探しにくい面があると思います。
反社会勢力の全体でみた時の可処分所得（？）は増えることになるかと思います。
反社会勢力もピンキリですけど、動くお金が増えればその分実生活に何がしかの影響が出てくるかもしれません。
更に可能性レベルで言うならば、税負担が減ることで反社が正業で働く時間が減り、末端の労働力低下なども起きるかもしれません。
現状結婚自体は自由なので、これを止める事はできません。
ただ、反社チェックして結婚できないようすると行った短絡的な案も行政のマンパワーの問題や、まだ社会に戻れる元犯罪者の人権や更生する可能性を下げ、ひいては犯罪の凶悪化に走らせる一因となりかねないとも思います。
結婚出産を機に反社から抜け正業で働くようになった、なんて話はよく聞きますので…
次に現状まだまだ同性間の性犯罪や結婚の強要などの犯罪について、議論や認知がまだまだ足りないと思います。
そもそも男女間も足りないですが、おそらく全く問題として挙がっていないと言った方が近いのではないかと思います。
私の友人男性は異性愛ですが、よく同性の痴漢（お尻を触られる）に遭う同性からモテるタイプでした。
不快であったり恐怖を感じたりという話を聞いていましたが、ある時仲良くなった同性から性行為の強要を受け、5年以上社会復帰できないほどの精神的なダメージを受けました。
勿論犯罪として立件はできず、また賠償等も請求できませんでした。
(※本人意思に、女性の性犯罪と同じく、犯罪被害にあったことを知られたくないという理由もありましたが…)
同性愛同士であっても、強要トラブルはかなり多いと聞きます。
異性間よりも更に声を上げづらいかと思いますので、その辺を踏まえた教育・法整備も必要かと考えています。
最後に出生率についてですが、無理に結婚して子供を設けるケースは昔ならまだしも現代では少なくなっているのではないかなと思いますので、影響なしに近いのかなと思います。

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

お見合いや職場での交際が難しくなってきた以上、代替が必要となりますが…
友人から行政の入っていない街コンなどには反社会勢力や詐欺の入り口として利用されてしまっている場面をよく見ると聞いたり、マッチングアプリなどのトラブルを見ていると、そもそも出会いの部分に抜本的に行政の入った対策が必要なものと考えます」
(賛同数 27)

うっかりくんさん

「今回、同性婚の法制化や LGBT の方の差別を禁止するべきだと言う論旨で、反論する人すべてを差別者扱いして、外圧で押し切るようなやり方をされたように見えた場面もあった。
その状況で、問題が起こり得ないので法整備すべきとかおっしゃる方がいて、世論の多数派も整備すべきとなっていた。
その状況では、反対だった。

この反対は、この部分に関連する問題は、ややこしくて議論が必ずしもできていない部分に関連しているのに、その議論を避けて押し切ろうとしていると感じたためだ。

こういった領域については、まず言葉を尽くし、議論をすべきものだと思う。
そして、最近では、双方が歩み寄る様になってきた。
だから、議論をすべきものだと考えを変えた。

おそらくこの議論は、子の養育と家族による相互扶助に、双方の親に対する共助、公共的な側面のある財産や文化を継承する、などの家の機能について、社会としてどこまで優遇するか、社会全体の公助に預けるかといった部分の議論になると思う。

個人的には、二世帯など親子や兄弟が連結した家の形式の方が、子を成し育てやすいと感じるので、それぞれの機能単位で認証と必要なサービスを受ける状況での優遇を受けられるような制度であるべきだと思う。
子が居ないなら、子の分の優遇は無くなるとかの条件による優遇措置をデジタル化による半自動処理である程度わかりやすく表示できる状況に近づいているように思えるので、この選択ができるのではないかと期待している。

だが、こういった制度の悪用はあまりよろしくないのでは、穴は塞いでおきたいと思える。

追加

生殖関連技術の発展により、本来なら子が得られない人でも子を得ることが可能になってい

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

る。

第三のジェンダーとしてこういった場合の子の養育に関連する援助の付与は重要と思える。従来の同性愛は、ゲイの叔父仮説によるアシスタントジェンダーとしての役割しかありえなかったが、技術の発展でそこが変わった。

この部分に関連する部分は検討が必要と思える。

他方で、日本人は血統主義を取るが、婚姻や出生は国籍の付与を考えることのきっかけになる。

出生者が第三者提供のものである場合の国籍の付与をどう考えるべきかと、遺伝的につながらない代理母の考え方の整理の先に、子の国籍による庇護をどう考えるかも含めての整理が必要だと思える。

ただの遺産の取得や、国籍付与の抜け穴にされるような制度ではなく、日本に対するリスクと、骨を埋め、地を豊かにできる人の加入を祝福できる制度になるならば、同性婚という結婚の概念を拡張することもあり得るのだろうと思える。

ただ、妙に焦った主張をしているように見えるのが奇妙であり、警戒と慎重な議論を必要とするように感じてしまう」

（賛同数 14）

【同性婚の法制化をすべきでない】

英田正和さん

「誰でも結婚できるための法制化は必要だが、それではたとえばなぜ兄妹婚や異類婚（人と物の結婚など）は対象から除かれていて、[マイノリティーの権利を認めろ！]と主張する人たちはだれもそれを気にもとめないのか。

しかも婚姻によって配偶者控除が得られるメリットがあるが、それは子供を産んで社会や国のために貢献するからであって、病気とかではなく最初から子孫を残せない組み合わせの人たちにもそういうメリットを与えてもいいのかどうかをなぜ議論しないのか。[でも、養子をもらってそだてることはできるから]という人もいるが、それならば貯金をたっぶりもった中年女性が猫と結婚することも認めて配偶者控除を認めるべきだろう（極論だが）

要は本当に「誰もが結婚できる寛容的で自由な社会」を目指したいのか、それとも単なるいまのブームに乗っただけの薄っぺらい偽善者意識だけで同性婚を認めたいのかをハッキリしないと、結局はムダな軋轢や対立を生むだけになりやしないだろうということだ。事実、十年以上前はさんざん同性愛者をテレビすら馬鹿にして扱ってきたくせに、いまは正義の味方のように同性愛者への理解を深めようとしてる人たちだらけではないだろうか。

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

さらに同性愛者へ気持ち悪いと言ったら大犯罪者のように大勢が安全地帯から叩きまくるが、それ以外の社会的弱者に対しては誹謗中傷を言い放題だし、果たしてそんな社会で本当に同性婚について正しい判断が下せるのかも疑わしくてならない。

もう少し本当の真の平等や寛容についてをみんなで議論するほうが先だろう。それくらい日本も世界も認識が未熟すぎて正しい判断が下せず、だから海外の映画やドラマは黒人女性が活躍する作品だらけになってるような気がする。

ある一定の対象だけを尊重することは平等とはいえないと思う」

(賛同数 38)

ぴあつあさん

「子孫繁栄という社会の存続に益があるからこそその独身者に比べての既婚者優遇 子供が生まれる可能性がない同性婚を【法制度として】認め、異性婚と同等の権利を認めるとなったら、独身者に同等の権利がないのは整合が取れない」

(賛同数 11)

KM さん

「同性婚を認めた国では、他の国の人の国際結婚が増えて問題になっていると聞きます。結婚は個人の自由のもとに安全保障上脅威となる国の人が偽装結婚に利用されては困ります。

それに同性婚が認められたとして、そのカップルが子どもを持ちたい場合は？

そして、そのカップルが離婚した場合の子どもの親権はどうなるのでしょうか？

何も議論が進まないまま急いで法制化する必要はありません。

また、渋谷区ではパートナー制度という同性婚に近い形の条例があるようですが、利用者は少ないようです。

いきなり同性婚より、パートナー制度を自治体でやったらどうでしょうか？

ここに公金が注入されるようになると、大きな社会問題になる気がします」

(賛同数 9)

Kaaru さん

「婚姻とは男女が交じり合い世代を紡ぐこと。この社会通念に揺るぎないと裁判所も認めた。同性婚認められたと言われる台湾。国民投票は明確に同性婚 NO を表明した。結果、台湾では同性愛者の共同生活への公的保障は婚姻以外のものとして成立した。同性婚が非倫理的という表明である。婚姻を認めれば次は子供となる。同性愛者が子孫望めば必ず第三者の介在が必要。代理出産は女性の性搾取、精子卵子提供は産まれた子供のアイデンティティを蹂躪すること。同性婚は絶対認めてはいけない」

(賛同数 25)

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

わたるさん

「結婚は家同士の問題。当人同士の気持ちの問題ならパートナー制度の利用で必要十分」

(賛同数 16)

【その他】

kuro 🌱 国民民主党(凍) ■ □ ■さん

「①憲法学者の学説は要請説・許容説・禁止説とあるので、どの説を採るのか憲法審査会等の場で議論すべき。

②不妊治療への公費負担制度があり、現在は子宮移植・代理出産の合法化議論まで進めている日本で現行の婚姻制度に同性カップルを組み込んだ場合に、どういう事態が想定されるか検討してほしい。

③推進派がアジアの先進例として挙げる台湾の同性婚では中国人との結婚を除外している。緊迫した周辺情勢を鑑み、まずは入管法改正等の手当てを先行させた方が良い」

(賛同数 33)

熊谷光路さん

「36 歳独身で性的指向は異性の男性です。

同性婚を認めるか、認めないか、というわけではなく、もう少し要素を分解して議論をした方が良いのではないかと思います。

同性婚を認めてほしい方はどういう点で認めてほしいか、同性婚を認めてほしくない方はどういう点で認めたくないか、それぞれの立場で意見集約を進めて掲載して欲しいです。

・秘書官による「同性婚を認めたら国を捨てる人が出てくる」発言

→ 自分はそうは思いませんが、発言する人の気持ちも否定しません。

このテーマで語られるので刺激的な発言に見えますが、嫌いというのは、個人の感情は変えることが出来ないと思うし、かといって、言われた側の価値が変わるわけでもないのに、そう個人の心の中で思うこと自体は問題ないと思います。

極論、「オレ、お前のこと嫌いだからこの国出て行くは。」というのと、一緒ではないでしょうか。

提言書

早急に同性婚の法制化実現を

ただ、いい大人が、根拠を示さずに感情論だけで相手に伝えるのは如何なものか、というのは思いますが、それは別問題だと思います。

ので、「国を捨てる人」立場の方は、どうして国を捨てるのか、という意見を示してほしいです。

・「生殖可能性」の有無

→ この点だけを切り取りますと、異性でも生殖しないと選択する夫婦は結婚するに値しないという理論になりかねないのではないのでしょうか。

・国の利益

→ 最高法規である憲法の 24 条 1 項

「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」

という点は確かにあるので、憲法改正の議論になるのかなと思いました。

ただ、ここを両性から両者に変えたところで、国の不利益になるようことは自分は想像できませんでした。

・トイレ問題

→ 性自認を公共の施設でどう扱うか、という問題で、

同性婚を認める、認めないとは別の問題のように思えます」

(賛同数 12)

【わからない】

buruma さん

「そもそもなぜ同性婚は認められていないのか。

子供が産めないから？ 元々産む気がない人もいるだろうし、それだけが全てではない気がする。好きな人と結婚したい、それがどんな相手でも。

それを奪う権利は誰にもないんじゃないか」

(賛同数 37)